

令和元年度
事業計画

千葉県千葉市中央区中央港一丁目12番11号
一般財団法人千葉県薬剤師会検査センター

2019（令和元）年度事業計画

I 基本方針

当センターは、「よりよい地球を未来へ」をテーマに各種の法律等に基づいた飲料水、大気、土壌などの環境衛生、ならびに食品衛生、製品安全および医薬品など、幅広い領域での総合的な試験・検査機関として、事業活動を通じて公衆衛生の向上に努めます。

2018（平成30）年度は、収入面では業務部門の契約案件の増加や医薬品検査部門の受託の増加により、当センター全体での収入は前年度を上回る結果となりました。支出面では人件費等の減少により、支出総額は減少しました。結果として3期連続での黒字決算となりました。

2019（令和元）年度は、当センターを取り巻く厳しい市場環境は継続しますが、正確且つ安定的な試験検査を継続するため、試験器機類の計画的更新および人材の育成等を図りつつ、既存顧客の維持と同時に新規顧客の積極的開拓を更に強化し、事業基盤の強化に取り組みます。

I-1 経営安定のための事業活動

- ・飲料水等環境検査部門は、試験品質を維持向上させるための人材育成と試験検査業務の効率化への取り組みを継続しつつ、既存顧客の確保と同時に各種メーカーとの連携などを強化し、新規受注獲得に取り組みます。
- ・食品検査部門および医薬品検査部門は、試験検査業務の効率化と要員配置の適正化などを図りつつ、顧客の維持拡大に向けた営業体制強化により収益拡大に取り組みます。
- ・製品安全検査部門は、既存顧客を確保しつつ顧客ニーズの掘り起こしを通じての新規顧客および新規検査の獲得に取り組みます。
- ・管理部門は、事業遂行状況および経営状態を的確に把握し、経営層と一体となつて事業が効率的且つ適切に運営されるよう取り組みます。

I-2 品質保証

- ・当センターが発行する検査結果書は、検査受付から検査結果書発行の全ての工程において、各種法令および規則、規格要求事項を満たすものでなければなりません。

ん。

適正な試験検査により顧客からの信頼を維持向上させるためには、精度管理および内部点検、内部監査、教育訓練等が重要な柱となります。

水道法および食品衛生法、医薬品医療機器等法に基づく登録検査機関として、現在保有する ISO/IEC 17025、ISO9001、MLAP、JNLA、ASNITE の認証、および水道 GLP の認定を維持継続します。

また、試験検査実施部門における外部精度管理への参加および定期的な内部精度管理の継続、職員への継続的な教育訓練等を行うとともに、品質保証部門が中心となつての内部点検および内部監査を計画的に継続実施します。